

鳥羽市全員協議会会議録

令和3年4月23日

○出席議員（14名）

2番	濱口正久	3番	瀬崎伸一
4番	片岡直博	5番	奥村敦
6番	河村孝	7番	山本哲也
8番	中世古泉	9番	木下順一
10番	戸上健	11番	浜口一利
12番	坂倉広子	13番	坂倉紀男
14番	世古安秀		

○欠席議員（なし）

1番 南川則之

○出席説明者

- ・中村市長
- ・中村総務課長、中村課長補佐、寺田課長補佐

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太
議事総務係 岡村 なぎさ
書記

次長兼 木田 崇
議事総務係長

(午後 1時30分 開会)

○木下順一議長 皆さん、こんにちは。

お忙しい中を全員協議会に出席いただきましてありがとうございます。

なお、南川議員のほうから病気療養中のため欠席届が出されておりますので、ご承知おきを願います。

ただいまから全員協議会を再開いたします。

本日の案件につきましては、お手元に配付してあります事項書のとおりでございます。

初めに、議員の皆さんに一言申し上げます。

このあと、執行部から菅島における土地所有権をめぐる裁判結果についての説明がありますが、採石、緑化等については別件でありますので、この場での質問は控えていただきますようお願いいたします。

それでは議事に入ります。

協議事項1、裁判の報告及び今後の対応についてであります。

それでは、担当課職員の説明を求めます。

市長。

○中村市長 説明に入ります前に、私どものほうからご挨拶させていただきたいんですが、このたびの選挙におきまして、私、2期目の当選を果たさせていただきました。コロナ禍の中の感触のつかみにくい、かつて経験したことのない中での選挙ではありましたけれども、また無投票とは違う、信任を得たということで、私なりにこれもよかったのかなというふうに思っているところでございます。

今後につきましては、皆さんとともに市民の幸せ、とりわけ持続可能な幸せのために頑張っていきたいというふうに思いますので、今後とも皆さんどうぞよろしく願いいたします。

それでは、説明のほうをさせていただきます。

本日は、ご多用のところ全員協議会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

今回、皆様にご報告いたしたい案件は、裁判の報告についてでございます。

新聞にも掲載されましたので、既に皆様ご承知のこととは思いますが、平成29年に菅島町内会から提訴され始めた土地総有権確認等請求事件について、4月19日に第1審の判決が出ました。結果ですが、原告である菅島町内会の請求を棄却するという形で判決が出ましたので、皆様にご報告させていただきます。

裁判に関しましては、これまで係争中ということで議員の皆様には説明ができませんでしたが、判決が出たことから、この事件の争点などについて、これから担当課長より説明させていただきます。

現在は、第1審の判決を受けて、原告である菅島町内会が控訴期限までに控訴するか検討しているところと思われる。もし控訴されれば応訴せざるを得ませんので、その場合は名古屋高等裁判所にて引き続き市の正当性を主張していきたいと考えています。

それでは、担当課長のほうから説明をさせます。

○木下順一議長 総務課長。

○中村総務課長 総務課長、中村です。よろしく願いいたします。

それでは、お配りした資料に基づいて説明をさせていただきますので、よろしく願いします。

タイトルが、平成29年（ワ）第432号土地総有権確認等請求事件の判決についてというものでございます。これについて説明をさせていただきます。

まず、前段ですけれども、菅島採石場一帯の鳥羽市名義の土地15筆について、菅島町内会が鳥羽市に対し、土地所有者名義を菅島町内会代表者に所有権移転登記をするように求めた標記事件で、令和3年4月19日に津地方裁判所で判決が言い渡されました。

原告は菅島町内会、被告は鳥羽市、原告補助参加人として鶴田石材株式会社でございます。

1番でございます。事案の概要（原告の主張）でございます。

菅島町内会は地下を継承する団体であるが、町村合併に伴い「嫁入財産（429番67）」、この嫁入財産というのは、後ほど説明しますが、一番最後に図面がついております。この図面の青で塗ってある部分が嫁入財産と言われるものでございます。この429番の67のみ行政菅島村から鳥羽市に引継ぎしたはずが、登記簿上の名義が菅島村であったことを起因として、昭和53年8月30日に鳥羽市名義へと所有権移転登記が行われた。このことを不服とし、鳥羽市に対し、以下のとおり請求があった。

（1）です。係争地が原告構成員全員の総有財産であることを確認すること。

（2）選択的にと書いてありますけれども、アまたはイという意味でございます。

ア、真正な登記名義の回復をすること。

イとしまして、4点挙げております。

イ、次の時点から20年間所有の意思を持って占有したことを理由に時効取得による所有権移転登記をすること。

①大正2年8月9日の国からの払下げの時点（形式的には国から行政菅島村に払い下げられているが、実質地下が払下げを受けたという原告の主張）でございます。

②昭和29年11月29日の町村合併に伴う菅島村長と鳥羽市長職務執行者との間の事務引継ぎの時点。

③昭和29年10月10日の地下所有に関する山林の証書における地下から菅島村協議会に移譲した時点。

④黒木報告書の結論をもって、平成2年10月3日の名義移転の申入れの時点（黒木報告書の結論を反映）。これが、原告の主張でございます。

2としまして、鳥羽市の主張でございます。

（1）菅島村ほか1町6村は、財産区を設けることなく、合併前の町村の全財産及び負債を新市である鳥羽市に帰属させることをそれぞれの町村議会で議決しており、鳥羽市施行と同時に、合併前の町村の全財産は鳥羽市に帰属した。

（2）原告は、登記簿上の地番と公図で係争地が特定できていると主張しているが、原告が占有を主張する範囲を超えて地番が存在していたり、個人所有地が範囲内に存在していたりしているなど、請求の趣旨が特定されていないことから、訴えを却下すべきである。

（3）仮に物件目録上の地番特定で請求の趣旨を特定されているとしても、当該地番と原告の主張する占有範囲との間に大きく不一致があり、原告の占有の主張は範囲の点で立証できておらず、請求を棄却すべきである。

（4）原告の占有は自主占有ではなく、あくまで土地所有者の同意の下、係争地の一部または全部を使用し

ているにすぎない。仮に原告の占有を認めるとしても、それは地役的入会権に基づく他主占有にすぎず、自主占有まで立証できておらず、請求棄却すべきであると。

3番です。裁判の経過ですけれども、平成29年10月17日、菅島町内会が津地方裁判所に訴状を提出しております。同10月30日、津地方裁判所から鳥羽市長宛て口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が到着しております。同12月14日、第1回口頭弁論が開始されております。この間、口頭弁論がこの15回まで、令和3年2月15日、15回口頭弁論、これで終結をしております。4月19日に判決の言渡しがございました。

4番としまして、判決の主文でございます。

(1) 原告の請求をいずれも棄却する。

(2) 訴訟費用のうち、補助参加によって生じた費用は原告補助参加人の負担とし、その余は原告の負担とする。

以上のような内容となっております。

この次のページに、先ほど説明しました15筆の目録がございます。この目録と、その次に図1という菅島の地図がございます。この地図の内容について、寺田補佐のほうから説明をさせていただきます。

○木下順一議長 寺田課長補佐。

○寺田課長補佐 総務課課長補佐の寺田です。よろしくお願ひします。

資料の4ページの図1と書かれている図面について説明させていただきますので、ご覧ください。

この図の中で、赤線で囲った部分がありますけれども、その部分からこの青色の部分を除いた場所が、今回の裁判の係争地になっているおおよその部分というふうにお考えください。青色の部分は、先ほど総務課長が説明させていただきましたとおり、いわゆる嫁入財産と呼ばれている場所で、鳥羽市が施行の際に菅島村から鳥羽市に継承された土地ですけれども、今回の裁判の対象にはなっていない部分です。

原告である菅島町内会は、この赤線の中に係争地の15筆のうち、地番図で筆界が特定される3筆を除いた12筆が含まれているということを主張していました。しかし、この付近は公図を見ますと、1枚の公図に1筆が収まっておらずに、かつ構図をつなぎ合わせても全体像を把握することが非常に困難な土地になっています。特に429番1という土地は、非常に大きな面積を持っています。

図の中で、緑色の丸で囲まれた部分が幾つかあるんですけれども、これは市のほうで係争地がどの辺にあるかということをおおよその位置を推定して示したものです。この赤線で囲まれた地図で青色の嫁入財産の周りの土地が大方429番1という大きな面積の土地なんですけれども、それ以外の土地がこの緑色で囲った部分の中にあるだろうというふうに見ています。例えば、図の上部の北側なんですけれども、⑥429-1の一部と書いた場所があります。ここは、原告の主張によれば、429番1はこの赤線の中に収まっているということなんですけれども、公図を詳しく調べてみますと、この緑色にかかった部分も429番の1であるというふう考えられます。

このように、原告のこの赤線で示した主張線と、それから公図の位置の関係に不整合とかそごが見受けられるということで、市としては係争地の明確な位置や筆界の特定が困難になっているということを主張してきました。その結果、今回の判決では、この土地の不明確な部分、特定の部分と、原告はこの赤線の中でツゲ切り

とか碎石をして来て長年使ってきたんで、所有権は自分たちに時効で取得したというようなことを主張されておったんですけども、その部分は認めていただけなかったというふうな結果になっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○中村市長 担当課の説明は以上でございます。

先ほどの説明で不明な点がありましたら、ご質問に応じたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○木下順一議長 ご質問よろしいですか。

戸上議員。

○戸上 健議員 確認なんですけれども、これまで僕らの理解は429-67、これは先ほど説明あったように、嫁入財産として所有権も全て鳥羽市のものと。一方、429-1については菅島町内会のものと。そのほかに細部の番地のところは個人所有と、菅島町民の所有というふうに理解しておりましたけれども、別表の15筆については個人所有なんですか。それとも鳥羽市の所有ということになっとるんでしょうか。

○木下順一議長 寺田課長補佐。

○寺田課長補佐 この15筆は、全て鳥羽市の名義になっています。

○戸上 健議員 個人の所有。

○寺田課長補佐 鳥羽市です。

○戸上 健議員 鳥羽市の所有。

○木下順一議長 よろしいんでしょうか。

○戸上 健議員 はい、結構です。

○木下順一議長 他にございませんか。

河村議員。

○河村 孝議員 判決の主文しかここに明記されていませんけれども、もう少し話せる範囲で、判決理由みたいなものが裁判官からあったらと思うんですけども、その辺の詳しい内容が言えたら判決理由を教えてほしいのが1点と、訴訟費用に関しては印紙代だと思うんですけども、その辺は相手方持ちなんですけれども、応訴に応じた弁護士費用に関しては、訴訟費用は訴訟がなければ弁護士費用が発生している、通常の顧問料プラス訴訟費用ということで費用が発生していると思うんですけども、その差額が幾らになっているのか、その辺を教えてくださいませんか。

○木下順一議長 寺田課長補佐。

○寺田課長補佐 まず、判決の理由の部分を幾つか説明させていただきます。

まず、お手元の資料の原告の主張の1番目のところについてです。

係争地が原告構成員全員の総有財産であることを確認するところなんですけれども、この総有財産といえますのは、菅島町内会がツゲ切りや碎石をやっていることについて、その地盤、土地も自分たちのものであり、ツゲ切りとか碎石もやっておるということの確認を求めているということなんですけれども、この部分については、裁判所から他人の所有する地盤を利用するにとどまっているということで、その土地の所有自体は町内会でないということが事実として認められて棄却されたというような状態になっています。

それから、続きまして、原告の主張の2番目のところですけども、選択的というところで、アの真正な

登記名義を回復すること、それからイとして時効取得による所有権移転をすることと書かれているんですけども、まず、アの真正な登記名義といいますのは、もともと今回の係争地は明治時代に国の土地になっています。その後、菅島村が国から払下げを受けて、その後、菅島村の名義のまま鳥羽市に合併されて鳥羽市へという流れなんですけれども、国から払下げを受けたのは菅島村ではなくて、地元の地下やという主張を原告はしています。といいますのは、地下自体が払下げを受けることができなかったもので、形式的に菅島村が払下げを受けたという主張なんですけれども、それについても裁判所は、実際払下げを受けたのは行政村である菅島村やということをお認めいただいております。

それから、イについてなんですけれども、原告は時効取得ということでここにありますが4点を主張してきています。それぞれいろんな歴史的な経過があるんですけども、いずれも時効が認められるには、原告が所有の意思をもって10年ないし20年そこを占有しているということが必要なんですけども、それについては、所有の意思を持っているとは相手は主張しているんですけども、そこが認められなかったと。鳥羽市としては、あくまで使わせているという認識でやっていたということを主張してきましたので、その部分も認めていただいております。

以上が判決のおおよその部分になります。

続いて、裁判費用なんですけれども、鳥羽市としては、今回弁護士の先生に訴訟代理人ということで事件を担当していただいております。これまでに弁護士費用、これから大学の先生方に意見書を書いていただいたり、土地の分析をしていただいたりした費用を含めておおよそ400、すみません、ちょっと手元の数字がおおよそ465万円裁判の費用ということでかけさせていただきます。

以上です。

○木下順一議長 河村議員。

○河村 孝議員 もちろん顧問料は除いて、単なる訴訟、応訴に関連した先生と弁護士費用を足した費用がその金額ということですね。それはもう鳥羽市からの持ち出しという確認です。

○木下順一議長 寺田課長補佐。

○寺田課長補佐 そのとおりです。

○木下順一議長 河村議員。

○河村 孝議員 市長の当初の説明からちょっと説明あったと思うんですけども、控訴期限19日の判決で原告は判決書を持ち帰っているのかな。そうすると、控訴期限が2週間、5月上旬をクリアして控訴がないということは、判決がそのまま確定、それまでに控訴があれば事裁判所での応訴という形になるというところで間違いないか確認です。

○木下順一議長 寺田課長補佐。

○寺田課長補佐 その認識で間違いありません。

○河村 孝議員 以上です。

○木下順一議長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○木下順一議長 ないようですので、この件は終了いたします。

以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。

これをもちまして、全員協議会を散会いたします。

(午後 1時53分 散会)

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和3年4月23日

鳥羽市議会議長 木 下 順 一